

令和8年第4回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和8年4月22日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【委員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長	森本 邦博
いきがい創生部長	冲中 浩
教育総務課長	宮寄 英介
同 主幹	片寄 孝治
同 課長補佐	大塚 美登子
同 主査	砂田 恭平
学校教育課長	日原 理
同 主幹	湯浅 公
同 指導主事	西崎 慎也
同 課長補佐	山崎 俊介
同新たな学校づくり推進室長	梶田 傑
同 室長補佐	深見 健司
学校給食課長	寺尾 泰英
文化財課長	勝 千恵
野外教育センター所長	神戸 明子
同 主幹	坂野 年伸
いきがい推進課長	西川 和範
図書館長	松田 健作

4 議 題

(1) 令和8年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

(2) 坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針(案)について

(3) いじめ重大事態調査結果報告書の提言に対する取組について

5 報 告

- (1) 令和8年第1回市議会定例会について
- (2) 私立高等学校授業料補助金の廃止について

6 議事概要

教育長	本日の傍聴者はなし。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。
教育長 (報告事項)	<p>今年度の「学校の状況」と「重点的な取組」について報告する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 配属教職員数 新任者 47 名 他地区からの異動者 30 名・ 学校数 小学校 38 校 中学校 16 校 計 54 校 (前年度比±0)・ 児童生徒数 小学校 15,238 名 (前年度比 411 名減) 中学校 8,011 名 (前年度比 243 名減) 計 23,249 名 (前年度比 654 名減)・ 新入生 小学校 2,244 名 (前年度比 77 名減) 中学校 2,497 名 (前年度比 175 名減)・ 学級数 小学校 665 学級 (前年度比 17 学級減) 中学校 283 学級 (前年度比 4 学級減) 計 948 学級 (前年度比 21 学級減)・ 教職員数 計 1,554 名 (前年度比 7 名増) <p>非常勤講師を合わせて、2,000 名以上が勤務している。</p> <p>今年度の教育活動の最上位の目標として、「学びが楽しい、学んで楽しい春日井の教育」を掲げ、これを実現するための目標として、「将来にわたって自ら学び続ける子どもを育む」、「誰一人取残されない、取り残さない教育」をめざしたい。そのために、次の6点を重点的に取り組んでいきたい。</p> <p>1 点目は、授業改善である。「先生から教わる先生が教える授業」から「子どもたちが自ら学ぶ授業への転換」、「先進的な研究実践」を引き続き継続していく。</p>

2点目は、子どもたちの人間関係づくりである。ICTを活用した「心の可視化」、「学校における相談体制」の整備、人間関係づくりのトレーニングを推進していく。

特に以上の2点を、子どもたちの学校生活を支える基盤として、最も重要なものとして取り組みたい。また、「いじめの早期発見・早期対応」、「不登校対応の未然防止・初期対応、居場所づくり、保護者支援・相談体制の整備」、「地域クラブ活動の持続可能な制度への移行」、「長年の課題である体力向上」にも力を入れて取組を進める。そして、6つを支える基盤として、一人ひとりの先生方が働きやすく、意欲をもって働けるよう、「働き方改革」も進めていく。

昨年度から検討してきた学校規模の適正化については、新たに「新たな学校づくり推進室」を設け、具体的な検討に向けて地域住民の会議を設けていく。校舎等のリニューアル工事は、味美小、篠木小、東部中が今年度完成し、白山小が2年目の工事に入る。また、新たに中部中、勝川小、西部中の工事を始める。この他、コミュニティースクールの整備、小学校体育館の空調工事、西部地区新調理場の工事、下街道歴史ひろばの工事などを進める。

教育長

「議題(3)いじめ重大事態調査結果報告書の提言に対する取組について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。

教育長

議題(3)について、採決の結果、全員一致で「非公開」とし、「審議の順序を参考資料説明後にする」ことを決定。

教育長

1 議題

(1) 令和8年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

学校教育課主幹

資料に基づき「令和8年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について」について説明。

別冊の資料1ページから7ページまでが「実施要領」、8ページから10ページまでが「スケジュールと実施系統」、11ページ及び12ページが「昨年度の県の結果」となっている。

子どもたちの体力低下や運動不足が懸念される中、子どもたち

の体力の向上や運動習慣の確立を図るために、今年度も、本調査に協力していきたい。

本調査は、全国的な子どもの体力や運動習慣などの状況を、把握・分析することにより、子どもの体力の向上にかかる施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的としている。加えて、課題に対応した施策の実施や、学校における体育の授業などの充実・改善に役立てることを目的に実施されている。調査対象は、小学校5年生と中学校2年生で、8種目の実技に関する調査と運動習慣・生活習慣に関する質問調査の2種類の調査がある。学校ごとや教育委員会への質問調査もあり、7月末までの実施を予定している。調査結果は、市全体のほか、各学校全体の状況などが提供され、優れている点や、課題点などを確認することができる。

調査結果の公表については、実施要領5ページの「エ」に従い、例年同様に、各学校が、独自に良いところや足りないところなどの概要を公表することは可能とし、数値のみを出しての公表はしないこととする。

教育長

採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長

(2) 坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針(案)について

新たな学校づくり推進室長

資料に基づき「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針(案)」について説明。

本基本方針案は、昨年12月23日開催の令和7年第12回教育委員会定例会で中間案の報告をした後、令和8年1月29日の市議会福祉教育委員会での報告を経て、2月9日から3月11日まで、市民意見公募、いわゆるパブリックコメントを実施した。

パブリックコメントは11名の方から25件の意見をいただいた。意見の要旨としては、「今後の進め方」が6件、「通学」、「少人数学級」がそれぞれ4件、「魅力ある学校づくり」が3件、「学校施設」が2件、「学校選択制」、「アンケート」、「子どもの家」、「小中一貫教育」、「不登校対策」及び「その他」がそれぞれ1件だった。意見の詳細及び市の考え方については、資料の「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針(中間案)」に対する市民意見公募の結

果」に記載されているとおりである。なお、意見は提出者ごとに番号を振り分けて表記をしている。枝番が付されているものは同じ方からの意見である。

本方針の中間案に対して、それぞれの方がそれぞれの視点で、本市の取組への期待や課題などの意見を寄せていただいたが、これまでの意見交換会でいただいた意見と同様のようなものが多く、いずれも基本方針の修正に反映するものはなかった。

引き続き、保護者や地域関係者の皆様とともに議論を積み重ねていく中で参考とさせていただく。なお、パブリックコメントの結果については、4月13日から市ホームページ等で既に公表をしている。

本方針案については、教育委員会事務局としての修正もないため、中間案からの変更点はない。なお、本方針案については、6月3日開催の市議会福祉教育委員会で報告し、その後、坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会を組織し、学校の統合に向けた計画の策定に取り組んでいく。

浅井委員

資料の「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針（中間案）に対する市民意見公募の結果」4ページにあるNo.4に「学校を統合することとした場合の統合後の体育館やグラウンドのあり方については、別に検討を進めていきます。」となっているが、具体的にどういった形で進めていくのか。

新たな学校づくり推進室長

坂下中学校区の統合に向けた具体的な検討は、懇談会を組織した上で、新たに統合するとした場合、どこに設置するのかということからスタートすることとしている。そこが決まらなると廃校する学校も決まらないため、具体的な進め方は決まっていない。

浅井委員

体育館などは壊してしまうのではなく、そのまま活かす方向で検討してほしい。

教育長

学校統合に関することと、体育館などのあり方は別々で検討していく。

向委員

体育館などを残す場合、それにかかる経費もあるため、ニーズ調

査などが必要になってくると思われる。

向委員

資料の「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針（案）」の14ページに今後の進め方とあるが、今回パブリックコメントを受けて、基本方針案は6月に確定し、懇談会を組織して検討していくという理解でよいか。

新たな学校づくり推進室長

そのとおりである。

河合委員

市民意見公募の結果で、意見の分類が少人数学級の意見の中に、クラスの人数が多い場合、きめ細やかな指導がなされないと思われるとあったが、少し残念な意見である。

子どもが少ない、多いは関係なく、先生は真摯に向き合っている。実際、私自身も子どもも小中学校は、大規模な学校で教育を受けてきたが、手が抜かれているような感覚はなかった。人数が多くても、きめ細かく見てくれている先生も大勢いると思う。そこがあまり伝わっていないことが残念である。人数は関係なく、先生が頑張っていることをアピールできると良いと思う。また、いじめの問題について、原因が全て学校にあるような意見もあったが、誤解が生じていると思う。地域や家庭も含め考えていくことをお願いしていくしかないと思うが、もう少し理解してもらうようにしていけると良いと思う。保育園や幼稚園は、家庭の事情に合わせて親の代わりに子どもを見てくれるが、小学校に入学するとそこは変わるところだと思うので、入学する際に小学校や中学校で、学校も家庭も一緒に頑張っていこうということ呼びかけ、一線を引くようなことを伝えておくと良いと思う。そうすれば、保護者も学校に任せっきりにしなくなるのではないかと感じた。

向委員

少人数学級についての意見に対する回答で、少人数学級は、個々に応じた指導ができるなどの効果があるとなっているが、少人数学級で見落とすことがある場合もある。子どもたちが社会に出れば、多様な人に出会い、多様な反応を示す。大人数のクラスに入った方が、個々の特性に気が付きやすいこともある。決まった固定のクラスだと課題の発見も遅れるし、そこにいる子も鍛えられない。逆に

大人数の方が、ある意味きめ細やかな指導ができる側面もあるということ、大人数の効果として伝えられると良い。社会に出れば、いろいろなことを切磋琢磨していかなければいけないので、「少人数だからきめ細やかな教育ができて良い」とはしない方が良いと思う。

教育長 採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長 2 報告事項

(1) 令和8年第1回市議会定例会について

教育総務課長 資料に基づき、「令和8年第1回市議会定例会」について説明。

5ページから7ページにかけては、本年第1回の教育委員会定例会において、市議会に議案を提出するにあたり審議された、令和7年度一般会計補正予算及び令和8年度一般会計予算について、原案どおり可決されたものである。また、8ページの一般議案についても、原案どおり可決されたものである。

続いて、9ページから27ページまでは、代表質問と一般質問の中から、教育関係の質問についてまとめたものである。主なものについて説明する。まずは、代表質問の中から教育関係の質問についてまとめたもののうち主なものについて説明する。

9ページの代表質問で、質問事項1「学校施設のリニューアルについて」に対しては、「学校施設においては、子どもたちが快適に、また、安全安心に過ごすことができる学習環境を確保することが重要であり、老朽化が進む施設については、今後も長期にわたり使用するため、リニューアル工事を進めているところである。現在、学校の適正な規模や配置についての検討を進めているところであり、リニューアル工事については、適正な規模の学校から着手することが適切であると考えている。今後の具体的な計画については、令和8年度における公共施設等マネジメント計画の改定にあわせて検討していく。」ほか、記載のとおり回答した。

質問事項2「学校教育について」に対しては、「これまで本市においては、ICTを活用した教育として、1人1台端末とクラウド環境を日常的に使用しており、特に、国の研究開発学校の指定を受けた先進校では、全国に誇れる教育を実践的に展開してきたところ

である。今後も、すべての子どもがICTを効果的に活用することで、主体的に学びに取り組み、学ぶことが楽しいと実感することができる質の高い教育を実現させていく。ICTを活用した教育については、これまでに築き上げてきた先進校での実績と成果を糧に、先進校で実践している授業が標準となるように、市内全校への普及と定着を加速させ、本市の教育水準全体を引き上げていきたいと考えている。」ほか、記載のとおり回答した。

10ページの質問事項3「不登校対策について」に対しては、「中学校では、不登校の約半数の生徒が登校支援室を使用しており、子どもたちの居場所の一つとして、効果的に役割を果たしていると認識している。一方で、小学生の不登校については増加傾向にあり、不登校の低年齢化が進んでいる。令和7年度は、3校において登校支援室を試行的に運営してきた中、小学生は中学生と発達段階に違いがあることもあり、教員の関わり方や学習支援のあり方、また、家庭との連携の仕方など、いくつかの課題も見えてきた。このため、令和8年度においては、さらに効果の検証が必要であると考えている。」ほか、記載のとおり回答した。

12ページの質問事項5「学校の適正な規模や配置の検討について」に対しては、「より良い教育環境の実現に向けて、子どもたちにとって何が最善なのかという視点に立ち、保護者や地域の皆様と丁寧な対話や議論を重ねながら、検討を進めていく。学校統合による教育効果については、一定規模の児童生徒と学級数を確保し、クラス替えを可能とすることで、人間関係の広がりを期待することができるとともに、子どもたちが多様な考え方や価値観に触れる機会が増え、互いに学び合い、高め合う学習環境の充実につながると考えている。検討を進める上で最も重要なことは、行政が一方的に方針を決めるのではなく、保護者や地域の皆様と、「子どもたちにとって最善の教育環境とは何か。」という課題を共有し、丁寧な対話や議論を重ねていくことである。今後も、意見交換会や懇談会などを通じて、様々なご意見やご提案に真摯に向き合いながら取り組んでいく。」ほか、記載のとおり回答した。

13ページの質問事項6「学校給食について」に対しては、「学校給食費については、子育て世帯の経済的な負担のさらなる軽減を図るため、令和8年度から、小学校において無償化する。また、中学校においても、引き続き物価高騰分を公費負担とするとともに、市

立中学校に同時に通う2人目以降の子どもについても新たに無償化する。食育については、子どもたちの豊かな食生活を支えるため、学校と家庭が連携して取り組むことが重要であり、学校給食費の無償化や負担の軽減により、それぞれの役割が変わるものではないと考えている。引き続き、学校と家庭がそれぞれの役割を担う中で、子どもたちが学校給食を通じて食について学び、健康な生活を送ることができるように、食育の充実と安全安心な給食の提供に努めていく。」ほか、記載のとおり回答した。

15ページの質問事項8「中学校の部活動について」に対しては、「地域クラブの運営体制や指導者の確保、すべての子どもが活動できる仕組みづくりなどについては、昨年12月に、国から、地域クラブ活動の推進に関するガイドラインが示されたところであり、現在、この内容を参考に、本市の状況にあった地域クラブ活動になるように、詳細な検討を進めている。部活動の地域展開の検討にあたっては、何よりも、地域の宝である子どもたちを地域全体で育ていく視点を重視することが大切である。既に地域に根付いている様々なスポーツ団体や文化芸術団体との連携も検討しながら、地域が一体となって、未来ある子どもに様々な活動に親しむことができる機会を提供し、子どもたちの可能性を広げ、高められるように取り組んでいく。」ほか、記載のとおり回答した。

続いて、一般質問の中から教育関係の質問についてまとめたもののうち主なものを報告する。

18ページの質問事項1「就学援助を入口にした、子どもの貧困対策と支援につなぐ取組について」である。

(1)は、直近3年間の申請者数、年度途中の申請者数、認定者数、認定率の状況を問うもので、右に記載のとおり回答した。

(2)は、不認定となる主な理由について問うもので、「申請世帯全員の総所得が、認定要件である生活保護基準により算定する額の1.4倍を超えているためである。」と回答した。

(6)は、学校現場において、就学援助の申請時や日常の関わりの中で、「支援が必要かもしれない。」と気づいた場合の連携体制について問うもので、「学校では日頃から、学校生活における子どもの服装や体調の変化、学期ごとの教育相談での内容、また、学校徴収金の未納の状況などをきっかけとして、必要に応じて子どもや保護者から、家庭の状況を丁寧に聴き取っている。家庭における貧困など

の困りごとがある場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなげるなど、多様な行政機関などと連携して支援に努めているところである。」ほか、記載のとおり回答した。

続いて、19ページの質問事項2「フッ化物洗口事業について」である。

20ページの(2)は、フッ化物洗口事業を一部の学校において2年間実施し、各学校からどのような声があるのかを問うもので、「実施している学校からは、歯の健康や虫歯予防に対する子どもたちの意識が高まったとの声を聞いている。教員に一定の役割と責任が生じている。多くの学校では、授業開始前の限られた時間の中で実施しており、朝学習などの活動をやめたり、一限目の授業時間に間に合わなかったりするなど、学校活動への支障が出ているとの声も聞いている。」と回答した。

21ページの(4)は、未実施校に広がっていかない問題を、市はどのように分析しているのかを問うもので、「学校への個別訪問やアンケート調査を実施する中で、保護者などへの周知と事業に対する理解を得ることが必要であるほか、現場での実施時間の確保や水場の不足、働き方改革に伴う教職員の負担軽減など、様々な課題があることを把握している。」と回答した。

(5)は、子どもの口腔ケアとして、学校でのフッ化物洗口の実施に対する教育長の考えを問うもので、「歯と口の健康維持が重要な課題であると認識している。しかしながら、学校におけるフッ化物洗口の実施については、教員の長時間勤務の常態化や学校の役割の肥大化など、現在の教育現場が直面している状況を鑑み、慎重かつ合理的な判断が必要であると考えている。フッ化物洗口の取組については、教員に過度な負担が生じないように、外部の人材の協力を得ながら実践していくことが望ましい姿であると考えている。」ほか、記載のとおり回答した。

続いて、24ページの質問事項5「坂下中学校区における学校統合に向けた考え方について」である。

(1)は、小中一貫教育制度の導入については、施設一体型の小中一貫校を含めて検討をするのかを問うもので「小中一貫教育制度については、魅力ある学校づくりのひとつとして、施設一体型を含め、今後、検討することとしている。」と回答した。

(2)は、小中一貫教育制度のメリット、デメリットについて問う。

また、導入についてはどのように検討するのかを問うもので、「メリットについては、小学校と中学校をあわせた9年間を見越した教育の一貫性や、子どもの発達に応じた柔軟な学年段階の設定などで、高い教育効果を得ることができる。また、小学校から中学校への接続を円滑に行うことができ、環境の変化に伴う中1ギャップや不登校の減少にもつながる。さらには、小学生と中学生の交流の機会が増え、精神的な発達や社会性の育成を期待することができる。小中学校の教員間では、児童生徒の情報を共有しやすく、小学校から中学校にかけて継続的な指導を行うことができる。デメリットについては、小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切り替えや進学するという充実感が薄れたり、小学校高学年の児童がリーダーシップを発揮する機会が少なくなったりする可能性がある。また、小学校と中学校の教員間の連携などに、教員の負担感が増加することも考えられる。懇談会での対話や議論を始め、他自治体での実施状況などを踏まえ、導入するかどうかを含め、検討を進めていく。」と回答した。

25ページの(5)は、計画策定にあたって、懇談会ではどのような事項を検討していくのかを問うとともに、どの段階で市の案を示すのかを問うもので、坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針の策定後に組織する「坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会」においては、学校を統合することとした場合、学校の場所や形態、通学の手段などについて検討していくことを予定している。この懇談会では、これまでの意見交換会でいただいたご意見やご提案を踏まえ、早い段階でいくつかの案をお示していくことを考えている。」ほか、記載のとおり回答した。

教育長

(2) 私立高等学校授業料補助金の廃止について

教育総務課長

資料に基づき、「私立高等学校授業料補助金の廃止」について説明。

国では、高校授業料無償化として、令和8年度から、高等学校等就学支援金の収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げることとしている。資料の下段が高校授業料無償化のイメージ図である。世帯年収に関わらず、授業料が無償化される。先日、国の予算も成立したところである。

これまで本市では春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例に基づき、国の補助の対象とならない世帯(世帯年収の目安720万円以上、910万円未満)に対して年額15,000円又は20,000円の授業料の補助を実施してきたが、国の高校授業料無償化を受け、当該補助金を廃止することとする。令和8年中の市議会定例会において条例を廃止する議案を上程する予定である。具体的には6月の市議会定例会において「春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例」を上程するよう準備を進めている。次回の定例会において議案に対する意見を求められる予定となっている。これに関連して、教育委員会事務局等組織規則も当該事務を削除することとなる。

○参考資料について

図書館長

令和7年第5回から令和8年第2回までの資料で、令和7年4月から令和8年1月までの図書館利用状況について、内容の一部誤りがあったため、訂正とお詫びをさせていただきたい。別冊の正誤表を作成し、訂正箇所を下線を付してある。「図書等の貸出状況」のうち、図書館、図書室の「当月分」及び「年度累計分」の「貸出総数」について、また「上記の内図書以外の貸出状況」のうち、「団体貸出」の「当月分」及び「年度累計」について、各表のとおり誤りがあったため、読み替えてほしい。誤りの原因は、本来含めなければいけない数値を含めなかったという人為的なミスであった。今後はこのような誤りを繰り返さぬよう、一層の注意を払っていく。

向委員

図書館とグループふじとうには司書が何人いるか。

図書館長

図書館には司書採用の正規職員が2名おり、さらに事務職採用の正規職員の中にも3名ほど司書資格を持っている者がいる。また、会計年度任用職員は20名ほどいる。

向委員

その会計年度任用職員は全員司書の資格を持っているのか。

図書館長

そのとおりである。なお、事務補助の会計年度任用職員も20名弱いる。

向委員	グループふじとうにもいるのか。
図書館長	司書はいるが、正規職員は2、3名しかいない。
向委員	各ふれあいセンターにはいないのか。
図書館長	司書資格をもっている者もいる可能性はあるが、把握はできていない。
向委員	各ふれあいセンターに配置している職員は司書資格を必須として採用しているわけではないということか。
図書館長	そのとおりである。図書館にいた司書がふれあいセンターへの異動を希望している場合は、可能な限り司書資格のある者を配置できるようにしている。
向委員	司書は、それぞれの担当している図書館での活動で精一杯ということか。
図書館長	そのとおりである。
向委員	市議会定例会の一般質問にもあったように、学校図書館で図書を通じた教育を充実させるには、学校司書はとても重要だと思う。母親たちも、例えばボランティアで読み聞かせを行う際、良い本を紹介してもらえることはとても助かると思う。常駐は難しくても、小学校などに司書が巡回で指導し、子どもたちが放課後に、図書に親しむような時間があると教育的に非常に良いと思う。また、坂下は、これから小学校を統合する際に地域の魅力や利便性を高めるために特別に訪問するなど、司書の有効活用ができたらと思う。
図書館長	学校支援として、小学生には、図書館の見学をしてもらったり、学校から本の選定や修理方法を習いたいというお話があれば、図書館から司書資格を有する者を含めた図書館職員を派遣したりしている。

向委員	そういったことをシステム化して、図書館や図書室を活用した教育を行うことも1つの魅力ある学校づくりにつながると思う。
教育長	<p>3 議題（非公開）</p> <p>(3) いじめ重大事態調査結果報告書の提言に対する取組について</p>

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和8年5月26日

教育長 児島 靖

署名人 竹田 卓弘